

## 11月1～10日はパートタイム労働旬間

パートタイマー、アルバイトなど短い時間働く労働者であっても、正社員と同じように労働基準法などの労働関係法令が適用されます。安心していきいきと働けるよう、あなたを取りまく法律や制度について、正確な知識を身に付けましょう。

○労働条件の明示 雇入れに当たって、労働条件を明示することが事業主に義務付けられています。特に契約期間・仕事をする場所・仕事の内容・始業就業時刻・残業の有無・休日休暇・賃金等については文書での明示が必要です。

○年次有給休暇 6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した労働者には、所定労働時間や日数に比例して年次有給休暇が与えられます。(週の所定労働日が1日しかない労働者でも1日与えられます。)

▶問い合わせ 最寄りの労働基準監督署、または新潟労働局雇用均等室(☎234-5928)まで。インターネットでもご覧になれます。http://www.niigata-roudoukyoku.go.jp/

## 無料法律相談会

新潟大学法学部法律相談部では、部員の勉学を通じて蓄積された知識を皆さまの一助となすことを目的に、無料法律相談会を開催します。電話で事前に予約が必要です。

○電話受付(要予約)

日時 11月23日(土)・24日(日)・25日(月) 午後1時～7時  
内容 係争中(裁判中・調停中)の事件を除く民事事件  
電話受付番号 ☎263-7493・☎263-6623

○相談会開催日

日時 12月8日(日) 午前10時～午後5時  
会場 新潟大学五十嵐キャンパス 法文棟

▶問い合わせ 鈴木太郎 ☎264-2750

(携帯電話 090-8079-3582)

## 11月はゆとり創造月間

仕事に追われて、心も体も疲れていませんか。がんばってばかりでは、何事もうまくいきません。たまには、家族とのんびり過ごしたり、自然の中で遊んだり、スポーツで汗を流したり、リラックスできる時間を持つことも大切です。

心のトゲを抜いて、あなた自身を見つめるためにも、「ゆとり」のある暮らしを心がけましょう。

——厚生労働省 「ゆとりある休暇」推進協議会

## 人も社会もゆとり休暇でもっと元気に

「ゆとり休暇」の実現は、個人にはリフレッシュを、社会的には個人消費拡大による景気回復や地域活性化をもたらすなど、豊かで暮らしやすい日本を築くこととなります。あなたも有給休暇を100%活用して、ゆとり休暇をとりましょう。

——国土交通省 旅行振興課

## 救急車出動状況

◆9月の出動状況 17(198)

主な出動原因  
交通事故 2 (36)  
一般負傷 2 (27)  
急病 12 (120)  
その他 1 (15)

( )は平成14年1月以降の累計

## 「なんでも相談」のご利用を

### 11月20日(水)

午前9時～午後4時  
役場町長室

## 年金制度は、世代と世代の支え合いのしくみです

年金制度はみんなで保険料を出し合うことにより老後の生活を保障する他、障害・死亡といった事態に対し、本人またはその家族に所得保障を行う助け合いの仕組みとなっています。

現在の現役世代の負担が高齢者の生活を支え、将来、現在の現役世代が高齢となったとき次の世代がその生活を支えるといった大きな世代間扶養の考えに基づいて年金制度は成り立っています。

年金をもらうのはまだ先のことかもしれませんが、老後は必ずやってきます。自分のためそしてみんなのためにも、まだ国民年金に加入していない方は、いまずく届出をして、将来に備え保険料を納めましょう。

▶問い合わせ 町民生活課 年金係

## パートタイム労働相談

働く前の不安・職場での悩み・保険や税金に関する疑問、就業規則や募集、採用、退職に関する雇用管理等、お気軽にご相談下さい。パートで働いている方、これから働きたい方、パートを雇用している事業主の方の相談を受け付けています。

▶相談受付 月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分  
来所・電話・FAXでも受け付けています。

▶問い合わせ (財)21世紀職業財団新潟事務所  
新潟市東大通2-4-10 日本生命ビル2階  
☎249-5660 電243-2172

## 中高年に役立つテレホンサービス

新潟県高齢者総合相談センターでは、中高年の方に役立ついろいろな情報をテレホンサービスでお知らせしています。

■電話 ☎281-5550 (24時間年中無休)  
・11月1日～11月17日 呆けのある人への対応  
・11月18日～12月3日 冷え性対策  
・12月4日～12月19日 気をつけて！入浴中の水死  
・12月20日～ 上手にお酒と付き合いましょう

## 海外旅行の安全対策

海外旅行などで日本から海外に出かける日本人の数は年々増えています。それとともに、日本人が海外で事件や事故に巻き込まれるケースも、世界各地で増えています。海外でのトラブルを避けるためには、「自分の身は自分で守る」という心構えが大切。渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策をしておくことが肝心です。

■海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

■外務省ホームページ(渡航関連情報)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html>

■外務省 海外安全相談センター ☎03-6402-2113

## 11月の納税等

納期(12月2日)までに忘れずに納めましょう

固定資産税 第4期  
国民年金保険料 10月分



(財)東北電気保安協会

## 自動車運転免許証の更新等で住所変更の手続きをするときは「住居表示変更証明書」の持参を

横越町のほぼ全域が住居表示および町名変更により、住所ならびに本籍地の町名が変更になりました。

運転免許証の更新等で住所変更の手続きをされる方は、「住居表示変更証明書」を提出すると、スムーズに手続きできますので、ご持参下さるようお願いします。

なお、「住居表示変更証明書」(無料)の発行は、役場窓口で行っています。

▶問い合わせ 町民生活課 ☎385-2111

## 年末調整説明会

町内の事業所を対象に、平成14年度源泉所得税年末調整説明会を開催します。

▶日時・会場 11月21日(木) 亀田町役場 3階会議室  
午前10時～11時30分 午後1時30分～3時

## にせ税務署員にご注意下さい

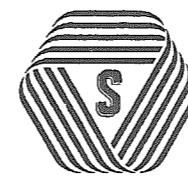
最近、税務署員を装い、現金などを持ち去る事件が関東信越国税局管内で発生しました。また、電話で税務署員をかたり、税金を還付するためと称して、家族の勤務先の名称や電話番号などを問い合わせる事例も発生しています。

調査等の際には、署員は必ず身分証明書を携帯しておりますので、ご確認ください。また、通常、税金の還付は既に提出された書類等に基づいて行いますので、改めて勤務先等を照会することは基本的にありません。このような電話があったときは、即答せず、一度電話を切り、税務署へ確認して下さい。

▶問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151

## 理容店、美容店、クリーニング店の お店選びはSマーク登録店で!

標準営業約款(Sマーク)



厚生労働大臣認可

▶問い合わせ (財)新潟県生活衛生営業指導センター ☎283-5900

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。このSマークを店頭に表示しているお店なら安全、衛生、技術が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、自己賠償基準に基づいた保証も受けられます。

## 入札結果

(工事費250万円以上、消費税を除く。単位:万円)

工事名	施工場所	工事費	完了予定日	工事業者名
小杉1丁目・2丁目地区 道路舗装復旧工事	小杉 1・2	720	14.11.28	クラウン 建設株式会社
小杉3丁目地区道路舗装 復旧工事	小杉3	890	14.11.28	株式会社 藤高木組

## 心配ごと相談日

▶会場 老人福祉センター

▶時間 午後1時～4時

▶相談日

11月7日(木)

11月11日(月)

11月16日(土)

11月21日(木)

12月1日(日)

日頃の心配ごと、悩みごとなどの相談をお受けします。

▶相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 雇用保険制度が変わりました

現在の雇用失業情勢や雇用保険財政の状況を考慮し、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の規定により、平成14年10月1日から雇用保険料率を1,000分の2引き上げるとともに、保険料の追加徴収を行うこととなりました。

◆雇用保険料率の変更 1,000分の2の引き上げ分は、事業主、被保険者、それぞれ1,000分の1ずつの負担となります。事業主の皆さまにおかれましては、10月以降給与から控除する際には十分ご注意ください。

◆保険料の追加徴収 各個別事業主の皆さまへは、12月中旬に郵送により納付していただく金額をお知らせし、平成15年1月31日までに納付していただくことになる予定です。

◆問い合わせ 新潟労働局労働保険徴収課(☎234-5921)、または労働基準監督署、ハローワークまで

## 「労災かくし」は犯罪です

新潟労働基準監督署からのお知らせです。休業を伴う労働災害が発生した場合には、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告書」を提出しなければなりません。提出していない場合、または虚偽の報告をした場合は、処罰されることがあります。

## 「のぎく讃歌合唱団」団員募集

「合唱組曲のぎく讃歌」は、「のぎくの家」の5周年を記念して10年前に作られ、その翌年6月には横越小学校体育館で大人と子ども合わせて300人の大合唱団で演奏し、大勢の人に感動を与えました。その後、のぎくの家では活動がどんどん広がっています。そこで、今の活動に合った新しいのぎく讃歌を生み出すため、のぎくの家開所15周年の年にあたる来年6月に、町総合体育館で今の「のぎく讃歌」の最終公演をすることにしました。

「のぎく讃歌」を歌う最後のチャンス。合唱経験のない方でも、歌の好きな方なら歌えます。11月から毎月第1・第3土曜日、中央公民館で練習を行います。大人だけでなく子どもの合唱団員も募集しています。皆さんもぜひ参加してみませんか。

▶問い合わせ 「共に生きるコンサート」事務局 後藤幸雄 ☎385-2409、のぎくの家 ☎385-3920